

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

助産師に求められる実践能力が身に付けられるよう、倉吉総合看護専門学校の助産学科の臨地実習の単位数を見直す等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次のとおり倉吉総合看護専門学校の助産学科の臨地実習の授業科目及び単位数を改める。

改正後		改正前	
科目名	単位数	科目名	単位数
分娩期実習	5	分娩期	4
産褥期・新生児期実習	3	産褥期・新生児期	2
		集団指導教育	1
		助産管理	1

(2) 鳥取看護専門学校及び倉吉総合看護専門学校の位置を規定する等所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成24年4月1日とする。